

新 旧 対 照 表

外国人留学生支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する。

改 正 前				改 正 後			
別表 1				別表 1			
補助の対象		基準額	補助率（額）	補助の対象		基準額	補助率（額）
外国人留学生の範囲 日本語学校生徒	外国人留学生に貸与又は給付する学費及び生活費。 補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。	学費 1人当たり年額60万円以内 生活費 1人当たり年額36万円以内	経費欄に掲げる経費と基準額とを比較していずれか少ない額の3分の1以内。 ただし、算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。	外国人留学生の範囲 日本語学校生徒	外国人留学生に貸与又は給付する学費及び生活費。 補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。	1 学費 1人当たり年額60万円以内 2 生活費 1人当たり年額36万円以内 <u>ただし、年額36万円を超えて支援を行う場合は、下記(1)及び(2)に掲げる金額を基準額に加算するものとする。</u> <u>(1) 超えた額について年額24万円以内</u> <u>(2) 入居に係る初期費用等について、該当月に限り、月5万円以内</u>	経費欄に掲げる経費と基準額とを比較していずれか少ない額の3分の1以内。 ただし、算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。
介護福祉士養成施設学生及び生徒	外国人留学生に貸与又は給付する生活費。 補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。	1人当たり年額36万円以内		介護福祉士養成施設学生及び生徒	外国人留学生に貸与又は給付する生活費。 補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。	生活費 1人当たり年額36万円以内 <u>ただし、年額36万円を超えて支援を行う場合は、下記(1)及び(2)に掲げる金額を基準額に加算するものとする。</u> <u>(1) 超えた額について年額24万円以内</u> <u>(2) 入居に係る初期費用等について、該当月に限り、月5万円以内</u>	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。